

提案書

平成 19 年 9 月 7 日

総務省情報通信政策局地上放送課 御中

〒730-8504

ひろしまけん ひろしまし なかく もとまち

広島県広島市中区基町 21-3

ちゅうごくほうそう

株式会社 中国放送

あんどう よしひろ

代表取締役社長 安東 善博

電話番号

電子メールアドレス

以下の通り、「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等」に関して今後検討が必要と思われる課題について提案を提出します。

要旨

株式会社中国放送は、半世紀にわたり民間 AM ラジオ放送局として、きめの細かい地方情報・話題・ライフライン情報を提供することで、聴取者との信頼関係を築き上げてまいりました。

多種多様な伝送手段によって大量の情報が届けられるマルチメディア時代を迎えても、その姿勢に変わりありません。むしろ、その役割を担い続けられるのは、ローカルラジオ放送局以外にはあり得ないと考えています。

従いまして、マルチメディア放送サービスを議論するにあたりましては、現行アナログ AM ラジオ放送事業者が「緩やかなデジタル移行」または「サイマル放送」によって地域情報の発信が続けられるよう、かつ聴取者保護の観点を折り込んだ議論をしていただきますようお願いいたします。

また、上記考えからデジタルラジオの免許形態については、放送事業者が独立した編成権を持つことの出来る、ハード・ソフト一致の単独免許の検討をお願いしたいと考えています。

1 制度分野

【はじめに】

中国放送は人口およそ287万人の広島県を中心にした地域で、1952年10月以来55年間にわたってアナログラジオの放送サービスを続けており、地域からの信頼を得ています。「本懇談会」において、携帯端末向けマルチメディア放送サービスが議論されるにあたり、2011年から新しい周波数帯で本格スタートするデジタルラジオについて議題を提出するとともに、弊社の意見を述べさせていただきます。

① 情報の地方分権

(課題) 地方におけるラジオの存在意義についての論議を

(意見)

デジタル化によってラジオは多彩な試みが出来るようになり、放送の可能性を広げることが期待されています。映像・音声・データを駆使して届けられるコンテンツは、多種多様なエンターテインメント・教養・有益情報にあふれたものとなるでしょう。実際に、大都市圏でキー局が実施している実用化実験放送ではライフスタイル別専門チャンネルで新しいビジネスが模索されています。

一方、現在のローカルAMラジオは、地域においては、災害に関する情報だけでなく、地方自治、政治、経済、文化、事件など、信頼に足る情報を日々伝えていくライフラインの役目を果たしています。それを担保しているのは半世紀にわたって作り上げてきた聴取者との信頼関係です。各局概ね50%以上という自社制作率が、そのことを雄弁に証拠立てています。日常的な放送の中で培われる聴取者との信頼関係、聴取習慣があつてこそ、いざという時の災害報道が生かされ、より精度の高い、安心感を与える情報供給が可能になります。こうした考え方が、私ども中国放送がこれまで唱えてきた「情報の地方分権」であります。私どもは、このラジオというメディアの現在のあり方、放送内容を継続していくべきだと考えます。

現在のマルチメディア化・デジタル化の議論の中には、ラジオが、特に地方で果たしている役割についての視点が、置き去りにされているのではないかと危惧しております。地方におけるラジオの存在意義について、ぜひ本懇談会で議論の俎上に載せていただきたいと考えます。

② 放送制度について

(課題) サイマル放送の意味とその可否について

(意見)

私たちが日々の暮らしで使うテレビや携帯電話に代表されるように、時代はアナログからデジタルへの移行を確実に進めており、デジタル化の流れは日々加速しています。デジタルメディア機器におかれて、アナログAMラジオの受信環境は一層厳しくなることが予想されます。これまでアナログAMラジオが伝えてきた地域の情報が国民に広く伝達されにくくなる恐れがあります。

私ども中国放送では「情報の地方分権」を守るためには、デジタルラジオへの移行を検討せざるをえない時がくるのではないかと考えています。

一方で、デジタル環境から取り残される聴取者が、いわゆるデジタルデバイドの問題に直面することも予想されます。地域に豊かな情報を届けるためのアナログ AM ラジオの役割も引き続き、存在し続けるものと思われます。

今後の議論にあたっては、アナログ AM ラジオ放送事業者が「緩やかなデジタル移行」または「サイマル放送」によって、地域情報の発信が続けられるよう、聴取者保護の観点から折り返した議論をしていただきますようお願いいたします。

③ 免許形態について

(課題) 責任のある編成権を前提としてハード・ソフトの一致か、分離し受委託制度の導入か

(意見)

携帯向けマルチメディア放送サービスの中でも、映像・音声・データを駆使するマルチメディア放送と、音声を中心とするデジタルラジオ放送ではメディアの性質が異なります。この2種類の放送を同一制度で扱うのではなく、別制度として整備を進める必要があると考えます。

これまで AM ラジオ事業者は、基幹放送としてハード・ソフト一致の事業形態として機能しております。デジタルラジオ放送についても基幹放送として考慮していただき、ぜひともハード・ソフト一致の単独免許を取得できる方策を検討していただきたいと考えます。何故なら、受委託事業者に分かれて運営した場合、経営効率を優先させる受託放送事業者やプラットフォーム事業者等の意向により“信頼できる地域情報”の収集と整理業務が切捨てられる恐れがあるからです。以上の点をご考慮いただき、放送事業者が独立した編成権を持つことの出来る、ハード・ソフト一致の単独免許での事業形態が可能となるシステムをご検討くださいますようお願いいたします。

なお、当社テレビと愛媛県のあいテレビ様とはデジタル化に際し、マスター設備を共同で運用する、いわゆる「配信センター」を取り入れました。その際、編成権と設備の独立を明確にし、総務省より免許を受けておりますことを、付記させていただきます。

以上